

長野市移住者起業支援金のご案内

R8

本市への移住の促進及び地域の活力の創出を図るため、
移住者の起業に係る初期費用を最大100万円補助します。



交付対象者は、次の（１）、（２）のいずれかを満たす方です。

（１）３年以上定住する意思をもつ移住者※で、以下のすべてを満たす方

ア 次のいずれかに該当する者であること。

（ア）県外から本市に移住をして起業する者

（イ）県外から本市に移住後１年６箇月以内の者で、これから起業する者

（ウ）県外から本市に移住後１年６箇月以内の者で、認定申請日時時点で起業後６箇月以内の者

イ 認定申請日（認定申請日に移住をしている場合は、転入日）前に移住相談をしていること。

ウ 認定申請の日において50歳未満であること。

エ 市内に事務所等を設置し、実質的な事業開始を２月28日までに完了するもの

オ 実績報告書を提出する日前までに市内に住所を有すること。

カ 暴力団員または暴力団関係者でないこと。

キ 市区町村民税等の未納がないこと。

（２）設立後６月を経過しない会社等であって、その代表者が移住者かつ次の全てを満たす方

ア ３年以上定住する意思を持ち、認定申請日において転入日から１年６箇月を経過していないこと。

イ 実績報告書提出までに市内に住所を有する見込みであること。

ウ（１）のイ、ウ、カ及びキに掲げる要件を満たすこと。

※移住者とは、転入日の直近３年間県外に居住しており、本市に転入して居住する個人

※上記にかかわらず「長野市就業・創業移住支援金」の交付申請者は対象となりません。

補助率・補助額

補助率 対象経費の10分の10以内（千円未満切捨て）

補助額 上限100万円



対象経費・対象外経費

◎対象経費

対象経費	内容
事業拠点整備費	施設整備、備品購入、賃借等に要する費用（賃料、敷金を除く。）
人材育成費	専門家の招へいに係る謝金・旅費、従業員研修委託費等の費用
広告宣伝費	ホームページの作成、各種メディア媒体を通じた広告宣伝等の費用
各種届出費	事業または営業上必要な許可等の取得、届出等に要する費用
その他市長が認める経費	その他市長が必要と認めるものに要する費用

◎対象外経費

不動産取得費、電話代その他の通信費、光熱水費、移住者及びその親族（親族と同等であると市長が認める者を含む。）の移住・住居に要する費用、消費税・地方消費税として支出する費用

申請の準備、確認・注意事項

◎申請の準備、確認事項

▶移住相談について

本補助金の申請には、認定申請日(認定申請日に移住をしている場合は、転入日)前に、本市に対して移住に係る相談(移住相談)をしていることが必要です。

移住相談とは、「長野市移住・定住相談デスク」等において、移住相談記録カードを作成したことであり、以下の方法で作成できます。

- ・長野市移住・定住相談デスク窓口において、移住相談を行う。
 - ・本市のオンライン移住相談を行う。(市ホームページから要予約)
 - ・市、県、関係団体等が主催する移住相談会等において、長野市に対して移住相談を行う。
- ※その他移住に係るセミナーに参加するなど、申請者が確認できる場合も含まれます。

▶起業の定義について

1.個人の開業の場合

移住者であって、市内で新たに個人で開業すること。

届出は、所得税法第229条に規定する「個人事業の開業届出書」とし、以下の内容であること。

- ・届出の区分は、開業かつ事務所・事業所の新設
- ・納税地及び事業所の所在地が長野市内

なお、すでに長野市以外で開業しており、事業所の移転、納税地の異動に該当する場合は、申請前に長野市移住・定住相談デスクにお問い合わせください。

2.法人の設立の場合

「長野市移住者起業支援金交付要綱」第2第2号に規定する法人の設立を行い、移住者かつその代表者となるものが新しく事業をおこすこと。

◎注意事項

本補助金は、認定申請>交付申請>実績報告>交付請求を経て交付します。

交付決定後に対象経費の支出(前払い)を行い、その後の交付となりますのでご注意ください。

交付要件

交付の対象となる事業は、以下の内容であることが必要です。

- (1)事業の実現性が高く、3年以上取り組むことを前提とする内容であること。
- (2)サポート機関の指導を受けた事業計画であること。
- (3)事業に関して経営理念を有し、他の起業の模範となるもの

※一般的なビジネスモデル(通常の飲食業・理美容業・コンサルタント業など)や、フランチャイズ事業は対象外です。

※対象となる事業は、地域活性化、地域の魅力創出・発信、地域課題解決等に資する事業や、移住の経験や視点を活かした事業です。

サポート機関

株式会社八十二長野銀行
長野信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野商工会議所
長野市商工会
信州新町商工会
日本政策金融公庫

申請にはサポート機関の指導を受けることが必要です。

- ・認定申請時の「事業計画書」の指導、確認
- ・交付申請時の「サポート機関意見書」の作成依頼
- ・その他必要と見込まれること

※サポート機関は、左表の中から申請者が自由に選択できます。
※左表は順不同、敬称略

交付までの流れ

移住相談（移住相談記録カードの作成）

※2ページ参照

サポート機関

- ・「事業計画書」の指導
- ・起業に係る相談等

①認定申請（令和8年10月22日午後5時締切・必着）

検討委員会出席依頼

※書類審査により不決定となる場合があります。

検討委員会へ出席

- ・事業概要のプレゼン
- ・質疑応答

第2回

検討委員会

日時：令和8年10月29日（木）

場所：長野市役所

※日時、場所は予定になります。確定次第別途通知します。

※プレゼン方法、プレゼン時間は別途通知します。

※原則、対面での実施となります。

認定決定（11月中旬ごろ）

※第3回の検討委員会の開催はありません。

- ・「サポート機関意見書」の作成依頼
- ・必要に応じて事業計画書の見直し、相談

サポート機関

「サポート機関意見書」の提出 ※申請者経由での提出でも可

②交付申請（認定決定後～）

交付決定（1月上旬ごろ）

※交付決定後に支出した経費が補助の対象となります。

交付決定された経費の支出（事業の実施）

③実績報告（事業完了日から15日以内or令和9年2月28日のうちいずれか早い日）

※実績報告までに以下を完了していること

- ・履歴事項全部証明書、所得税法第229条の規定による届出（開業届書の提出）
- ・長野市への住民票の異動

※事業完了日とは、交付決定された経費の領収日又は納品日

交付確定（実績報告後約2週間）

④交付請求（交付確定速やかに提出）

申請口座にお振込

申請者

移住推進課

支援金の返還

「長野市補助金等交付規則」第13条の規定に加えて、以下のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取消し、支援金の交付を受けた者に対し支援金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ・偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けた時
- ・補助金等を他の用途に使用したとき。
- ・完了日から3年を経過する日までに、補助事業に係る事務所等を市外へ移転するとき。
- ・完了日から3年を経過する日までに、交付決定を受けた者（会社等にあつてはその代表者）が市外へ転出するとき。

申請書類

①認定申請（令和8年10月22日午後5時締切）

NO	確認	書類	備考
1		長野市移住者起業支援金認定申請書（様式第1号）	
2		事業計画書（別紙1）	サポート機関の指導を受けたもの
3		補助対象経費内訳書（別紙2）	
4		同意書兼誓約書（別紙3）	
5		住民票（法人設立の申請の場合は、その代表者のもの）	申請日時点の住所地で発行、発行3か月以内
6		申請日前3年間長野県外に居住していたことがわかる書類	戸籍の附票、住民票の除票など
7		残高証明書または通帳の写し	自己資金の確認
8		支援金を充当する対象経費が確認できる見積書	
9		履歴事項全部証明書	既に会社設立済みの場合
10		税務署に提出した開業届出書の写し	既に個人事業主として開業している場合
11		納税証明書（法人での申請の場合は、その代表者のもの）	申請日直前の1月1日時点の住所が長野市でない場合

②交付申請（認定決定後）

1		長野市移住者起業支援金交付申請書（様式第2号）	申請額は税抜で記入
2		債権者登録申請書兼口座振替依頼書	
3		サポート機関意見書（様式第3号）	サポート機関から提出

③実績報告（事業完了日から15日以内or令和9年2月28日のうちいずれか早い日）

1		長野市移住者起業支援金事業実績報告書（様式第3号）	
2		履歴事項全部証明書、開業届出書の写し	2ページ参照
3		対象経費に係る領収書	認定申請時の見積額と一致するもの
4		事業の実施がわかる写真等（チラシ、購入品の写真等）	領収書と一致するもの
5		長野市の住民票	認定申請時に提出済の場合は不要

④交付請求時（交付確定後速やかに提出）

1		長野市移住者起業支援金交付請求書（様式第7号）	
---	--	-------------------------	--

【随時】事業の変更、中止、廃止があった場合

1		長野市移住者起業支援金事業変更承認申請書（様式第4号）	事業内容変更の場合
2		長野市移住者起業支援金事業中止（廃止）申請書（様式第5号）	事業の中止、廃止の場合

※事業内容に変更、中止、廃止があった場合は、必ず下記お問い合わせ先にご相談ください。

※表のNO欄が黄色になっている書類は市指定の様式になります。様式は、市ホームページまたは長野市移住・定住相談デスク窓口で取得できます。

お問い合わせ先・申請窓口

長野市企画政策部移住推進課
長野市移住・定住相談デスク

電話：026-224-7721
メール：iju@city.nagano.lg.jp
住所：〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地

詳細は
コチラ



FEEL NAGANO,
BE NATURAL